

# 総合計画策定の基本方針

## 第1 計画策定の趣旨

今、全国では、人口減少・少子高齢化が進み、これまでの社会経済システムの様々な課題が解決を迫られている。更に、情報通信技術の急速な進歩は、第4次産業革命という大きな変革をもたらしつつあり、今後、産業や生活が大きく変わっていく可能性がある。

本県は、人口減少が続いているが、リニア中央新幹線の開業など、東京圏に近接するメリットを最大限活用できるチャンスが訪れている。このチャンスを県民生活の豊かさにつなげるため、市町村や民間企業などとのパートナーシップにより、取り組んでいく必要がある。

このため、これから本県が目指す姿を示し、県民と共有するとともに、その実現に向けた県の取り組みの設計図となる総合計画を策定する。

## 第2 策定に当たっての基本的な考え方

### (1) 計画の性格

計画は、各部門における県計画の上位に位置する、新たな県政運営の基本指針となるものであり、約20年後の2040年頃までに目指すべき本県の姿を明らかにする長期的な構想としての性格と、リニア中央新幹線の開業後となる2030年頃を視野に、これからの4年間に実施する施策・事業の内容や工程等を明らかにするアクションプランとしての性格を併せ持つものである。

また、本計画をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけるとともに、行財政改革に係る取り組みについても、本計画の中で一体的に明らかにする。

## (2) 計画の構成及び期間

- 概ね次により構成する。
  - 1 計画策定の基本的な考え方
  - 2 長期的展望
    - ・時代の潮流
    - ・本県の現状と課題
    - ・基本理念
    - ・将来の本県の姿（人口ビジョンを含む）
  - 3 アクションプラン
    - ・施策の体系と概要
    - ・施策・事業と工程
    - ・計画の推進
- 計画期間は、平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とする。

## (3) 策定に当たっての留意事項

- 目指すべき本県の姿の実現に向け、速やかに事業成果が挙げられるよう、効率的・効果的な施策・事業の導入を検討すること。
- 既存の制度や枠組みにとらわれることなく、柔軟かつ斬新な発想で施策・事業を検討すること。
- 現下の厳しい財政状況に鑑み、最少の経費で最大の効果が得られるよう、施策・事業の抜本的見直しを行い、選択と集中を図ること。
- 国や市町村、民間、NPOなど、多くの団体等とのパートナーシップ（連携と協働）により、効果的に課題解決が図られるよう施策・事業を検討すること。

(4) 暫定計画の策定及び公表

総合計画の策定に先立ち、政策予算を提案する6月議会を目途に、基本理念や、主な施策・事業の内容、工程を示した暫定的な計画を策定し、公表するものとする。

### 第3 計画の策定方法

(1) 庁内推進体制

山梨県総合計画推進本部規程（平成19年3月30日山梨県訓令甲第2号）の規定に基づき、本部会議、計画推進会議及び推進班を設置し、全庁的な体制で計画策定に取り組む。

(2) 県民等の意見の反映

県民等の意見・提言を反映させるため、計画の策定過程において、総合計画審議会から意見を聴取するとともに、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

(3) 議会への報告及び付議

「山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例」に基づき、素案について、9月定例県議会に報告するとともに、基本的な事項について、12月定例県議会に付議する。

#### 第4 今後の予定（案）

- |       |     |                                |
|-------|-----|--------------------------------|
| 平成31年 | 4月  | 推進本部において基本方針を決定                |
|       | 6月  | 推進本部において暫定計画を決定<br>県議会へ暫定計画を説明 |
|       | 7月  | 総合計画審議会の意見聴取                   |
|       | 9月  | 推進本部において計画素案を決定<br>県議会へ計画素案を報告 |
|       | 10月 | 計画素案に対するパブリックコメント              |
|       | 11月 | 推進本部において計画案（基本的事項）を決定          |
|       | 12月 | 県議会への付議<br>推進本部において総合計画を決定     |